

長沼町行政改革推進本部設置要領

(平成 8年 3月29日 制定)

(平成14年10月17日 改正)

第1 設置

長沼町の行政改革の推進を図るため、庁内に長沼町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

第2 目的

本部は、自治事務次官通達（平成9年11月14日付自治整第23号）自治省行政局長通達（8月20日付自治行第67号）に基づき、地方分権の推進にともなう社会の変化に対応した、簡素で効率的な行政の確立に向け、自主的な行政改革を図ることを目的とする。

第3 所掌事項

本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 長沼町行政改革に係る基本方針の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進に関すること。
- (3) 市町村合併問題に関すること。
- (4) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

第4 組織

- 1 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は助役とし、副本部長は収入役、教育長とする。
- 3 本部員は、職員の中から町長が指名する。

第5 本部長及び副本部長

- 1 本部長は本部を代表し、所掌事項を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6 会議

本部の会議は、本部長が必要に応じ招集し、これを主宰する。

第7 部会

本部長は、行政改革に係る専門的な事項について調査、検討させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

第8 庶務

本部の庶務は、総務課において処理する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要領は、平成 8年 3月29日より適用する。

附 則

この要領は、平成14年10月17日より適用する。

附 則

この要領は、平成15年 7月 1日より適用する。

長沼町行政改革推進本部構成表

(参考)

行革本部役職	職名
本 部 長	助 役
副 本 部 長	収 入 役 教 育 長
本 部 員	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>行財政部会</p> <p>生活福祉部会</p> <p>産業部会</p> <p>建設部会</p> <p>教育部会</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>○ 総務課長・参事・企画官 企画振興課長 税務課長・参事 議会事務局長</p> <p>住民課長・参事 ○ 福祉課長・参事 町立長沼病院事務局長 南空知消防組合長沼支署長</p> <p>○ 農政課長 商工観光課長 農業委員会事務局長</p> <p>○ 施設課長 都市計画課長</p> <p>○ 学務課長 社会教育課長 スポーツセンター所長 学校給食センター事務長</p> </div> </div>
	※ ○印は各部会の部長とする。
庶 務	総 務 課 主幹 行政改革推進係長 財政係長